

別紙様式第 1

都道府県卸売市場整備計画

第 1 目標年度

第 2 卸売市場の適正な配置の方針

1 生鮮食料品等の流通事情

(1) 需要の現状と見通し

(2) 供給の現状と見通し

(3) 卸売市場流通及び卸売市場を経由しない流通等の現状と見通し

2 品目別流通圏の設定（別記様式第 1）

3 卸売市場配置計画（別記様式第 2）

第 3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標

第 4 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

第 5 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

別記様式第 1

品目別流通圏の設定

流通圏 (No)	区域	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量		他の流通圏との重複 区域	備考
		平成10 年 度 (基準年度)	平成22 年 度 (目標年度)	平成10 年 度 (基準年度)	平成22 年 度 (目標年度)	平成10 年 度 (基準年度)	平成22 年 度 (目標年度)		
		千人	千人	千人	千人	トン	トン		

（記載要領）

- (1) 流通圏の欄には、流通圏の名称と併せて流通圏番号を記載する。
- (2) 区域の欄には、当該流通圏に所在する市町村の名称を記載する。
- (3) 流通圏人口の基準年度の欄には当該流通圏に所在する市町村の累計を、目標年度の欄には当該流通圏の推計人口を記載する。
- (4) 市場供給対象人口は、流通圏人口に市場供給率を乗じて算定する。この場合、その供給率の算定根拠を備考欄に記載する。
- (5) 目標年度の市場取扱量は、卸売市場整備基本方針における目標年度の市場流通量の見通しを勘

案して算定する。

(6) 他の流通圏との重複区域の欄には、他の流通圏にも含まれる市町村の名称及びその属する流通圏の名称を記載する。

(7) 青果物、水産物、食肉及び花き別の都道府県内の流通圏区分地図を添付する。

別記様式第2

卸売市場配置計画

流通圏(№)				配置 位置	当該流通圏の 既存市場			整備方針						卸売市 場整備 地区指 定	備考
青 果 物	水 産 物	食 肉	花 き		市町 村名	市場名	区分	市場の 整備計 画	区分	取扱 品目	整備予定年度				
											前期	後期	目標 以降		

(記載要領)

- (1) 配置位置の欄には、当該流通圏において市場を配置する市町村の名称を記載する。
- (2) 当該流通圏既存市場の市場名の欄には、当該流通圏に所在するすべての卸売市場の名称を付して列記し、水産物市場のうち産地市場については(産)と付記するものとする。
- (3) 整備方針の市場の整備計画の欄には、(2)により列記された既存市場について、存置、存置整備、統合、廃止等の計画を記載し、特に統合については、その具体的計画を記載する。また、大規模な地方卸売市場であって、地域における生鮮食料品等の円滑な流通のための中核的拠点となるべき地方卸売市場については、中核的地方卸売市場として記載することができる。
- (4) 既存市場及び整備方針の区分の欄には、中央卸売市場、公設地方卸売市場、第3セクター方式地方卸売市場、その他の民営地方卸売市場及び中央・地方卸売市場以外の卸売市場の区分を記載するものとし、(中)、(公)、(準公)、(民)、(小規模)のいずれか一つを略記する。また、中核的地方卸売市場については、(中核)と略記する。
- (5) 整備予定年度の欄には、整備に着手する予定年度を前期、後期、目標年度以降の区分に応じて記載する。
- (6) 卸売市場整備地区指定の欄には、記のⅡの5の卸売市場整備地区を指定する場合にその地区の名称及び面積を記載する。
- (7) 中央卸売市場の配置については、農林水産大臣が定める中央卸売市場整備計画の内容によるものとする。
- (8) 画期的・革新的な施設、システム、技術の導入等を行い、卸売市場の機能高度化を図る場合にあっては備考欄に㊦を記入する。

別紙様式第 2

都道府県卸売市場整備実行計画

	事 項	内 容		
1	市場の流通圏名			
2	卸売市場整備地区指定			
3	市場の名称、所在地、開設者名			
4	市場の開設形態の区分、取扱品目の部類			
5	卸売業者名（新規入場者の状況）			
6	流通圏人口、市場供給人口及び取扱量（水産物産地市場については水揚量とその分荷状況）			
7	統合する既存市場及び業者の収容方針			
8	流通圏内の既存市場及びその取扱実績			
9	着工予定年度、完成予定年度			
10	新設又は改良の別、整備を必要とする施設概要、資金の調達方法			
11	付設集団売場等の整備計画とその営業方針			
12	立地と道路網の整備状況等都市計画との関係（水産物産地市場については、漁港、港湾等の整備状況を含む。）			
13	卸売市場機能等高度化	①施設の近代化を図るための措置	②流通の高度化を図るための措置	③業務に従事する者の養成及び確保を図るための措置
	ア 事業の目標			
	イ 内容及び効果	事業実施者		
		内 容		
		実施方法等		
		効 果		
	ウ 実施時期等			
	エ 事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法			
14	その他の事業の実施に関する事項			

（記載要領）

- (1) 10の事項については、市場の配置図及び資金の償還計画を添付する。
- (2) 11の事項については、その開設主体、施設の種類、規模及び取扱物品ごとの店舗数を記入する。
- (3) 12の事項については、必要に応じ、都市計画図又は都市計画街路網図を別に添付し、市場の位置等を明らかにする。
- (4) 13の卸売市場機能等の高度化に関する事項の①～③の各措置欄の事業内容は、①施設又は設備名、②食品に関する情報処理・取引方法、③環境整備、人材養成等の画期的・革新的な施設、システム、技術の導入等であり次により記入する。

ア 事業の目標

この事業により、達成しようとする目標及び整備計画上の位置付けを記入する（例：品質管理の方法、流通の効率化）。

イ 事業の内容及び効果

事業実施者の欄については、開設者、卸売業者、仲卸業者、関連業者、小売業者の名称若しくは共同事業者を、その他の各々の欄は事業の具体的な内容等を記入する。

ウ 事業の実施時期等

事業の具体的な実施時期及び計画期間を記入する。

エ 事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

計画を実施するのに必要となる資金について、調達先ごとにその額を記入する。

(参考)

既設市場業者一覧

市 場 名	取 扱 品 目	卸 売 業 者 名

(注) 取扱品目は都道府県知事の許可したものとし、青果、水産、青果・水産、食肉、花きのよう
に記載する。

なお、必要に応じ、仲卸売業者についても業者名を記載する。